

人権行政のエンジンとエアバッグ～人権教育・啓発 人権相談・救済～

「人権教育・啓発」は、大阪市を「人権が尊重されるまち」へ導くための大きな原動力（エンジン）として、継続的・総合的に推進していくこととしています。

「人権相談・救済」は、人権侵害が起こったときの備え（エアバッグ）となるもので、さまざまな問題に迅速かつ柔軟に対応し、救済につなげていくこととしています。

「人権教育・啓発」「人権相談・救済」の3つの方向性

- 私たち自身と他の人びと、みんなの人権を知る
- 自分の人権をまもるとともに、他の人びとの人権を認め、尊重しあい、配慮して行動する
- 協働して人権尊重のまちづくりを進める

～「人権教育・啓発」の取組み～

市民が人権を身近なものとし、生活の場で行動に結びつくような人権教育・啓発

- 【1】効果的な人権教育・啓発の推進
- 【2】地域における人権教育・啓発の推進
- 【3】就学前・学校教育における人権教育の推進
- 【4】企業・事業者などの人権に関する活動への支援

～「人権相談・救済」の取組み～

人権侵害の早期発見と救済に向けた人権相談

- 【1】人権相談をととした人権侵害の早期発見
- 【2】相談機能の充実・強化と人権侵害の拡大防止
- 【3】人権侵害に対する効果的な支援・救済

～大阪市人権啓発・相談センター～

大阪市では、多様な人権問題に対応する総合的な拠点施設として、「大阪市人権啓発・相談センター」を開設しています。人権問題で困ったときや、人権問題について学びたい方は、ぜひご利用ください。

- さまざまなメディアを利用し、地域に根ざした効果的な人権啓発事業を実施

お問い合わせ 電 話 (06) 6532-7631

ファックス (06) 6532-7640

場 所 Osaka Metro 中央線・千日前線 阿波座駅2号・4号出口すぐ
(大阪市西区立売堀4-10-18 阿波座センタービル1階)

開設時間 平日(月曜～金曜) 9:00～17:30
※年末年始(12月29日～1月3日)は休業



大阪市人権啓発
マスコットキャラクター
にっこりな

- 専門相談員による人権相談の実施(相談無料・秘密厳守)

電話相談 電 話 (06) 6532-7830 (専用)

ファックス (06) 6531-0666 (専用)

メール相談 大阪市ホームページから で

面 談 大阪市人権啓発・相談センター(上記)に、専門相談員による

人権相談窓口を設置し、相談をお受けしています

受付時間 平日(月曜～金曜) 9:00～21:00

日 曜・祝 日 9:00～17:30

※毎週土曜、年末年始(12月29日～1月3日)は休業



メールでの
人権相談

大阪市人権行政推進計画 ～人権ナビゲーション～

－ 大阪市を「人権が尊重されるまち」へ －
(概要版)



大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権企画課

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

電 話 (06) 6208-7611

ファックス (06) 6202-7073

「大阪市人権行政推進計画」に関するホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000018502.html>



大阪市人権行政推進計画 ～人権ナビゲーション～



大阪市人権行政推進計画は、大阪市の人権尊重の視点からの行政運営（人権行政）を市民と協働して進めるために、平成21年2月に策定した計画です。

副題の「人権ナビゲーション」とは、この計画が大阪市を「人権が尊重されるまち」へ導く地図となってほしいという思いを込めて名づけたものです。

左のイラストは、目的地（人権が尊重されるまち）に向かって市民の皆様と大阪市が協働して取組みを進めていくという概念を表現したものです。

本計画の4つの柱立てを、日常生活でもなじみの深い車を走らせる様子になぞらえ、それぞれの取組みの特徴を標識(人権の視点!100!)、**道しるべ**(「人権が尊重されるまち」指標)、**エンジン**(人権教育・啓発)、**エアバッグ**(人権相談・救済)に例えています。

大阪市がめざす「人権が尊重されるまち」とは

- 大阪で住み、働き、集い、学び、活動するすべての人たちが個人として尊重され、市民一人ひとりが互いに認め合い、受け容れ、共に生きるまち
- 差別・不公正がなく、社会参加しようとする際に排除されず、安心して暮らすことができる心豊かで生きがいのあるまち

人権行政の2つの道案内

①人権の視点！ 100！～人権行政の標識～



「人権の視点！100！」は、行政運営における人権尊重の視点を明らかにし、「人権行政は何をめざしているのか」、「何をどのように改善するのか」を「伝える」「聴く・知る」「備える」「支える」「つながる」「務める」の6つの観点から市民・職員にわかりやすく示したものです。

【1】伝える（情報公開・広報）

- ・わかりやすく
- ・情報の得にくい市民にも届くように
- ・正確に・適切に
- ・情報をガラス張りに



★専門用語にはわかりやすい言葉で説明を加える
★必要な情報などは、多言語による提供・表記を行う など

【2】 聴く・知る (広聴)

- ・幅広い市民から意見・批判・提案を聴く
- ・さまざまな機会や場をとらえる
- ・現状を把握する
- ・市民の思いを市政に活かす



★ホームページを活用したアンケートを実施する
★市民ニーズを的確に把握し、施策に活かす など

【3】 備える（環境整備）

- ・ソフト・ハードともにだれもが
参加しやすい環境づくり



★市民利用施設のバリアフリー化を推進する
★障がいのある人の介助方法を学ぶ機会を設ける など

【4】支える（行政サービス）

- ・サービスを利用しやすくする



★窓口のワンストップ化を進める
★関係者間での情報の共有化に努める など

【5】 つながる (協働)

- ・市民と市民がつながる
- ・市民と行政がつながる



★地域での「支えあい」「見守り」を促進する
★ネットワークづくりや交流を促進する機会や場
を提供する など

【6】務める（事業者としての責任）

- ・事業者として人権にかかわり責任を果たす



- ★ unnecessary 個人情報を収集しない
- ★ 本市が締結する契約の相手方及び指定管理者に対して
雇用・労働関係法令を遵守するよう求める など

本市の全ての区役所、局・室では、施策、事業を行う際には、この「人権の視点! 100!」を最大限踏まえることとしています。

また、各区役所、局・室でこの考え方を活かした「実行プログラム」を策定・実施し、日常業務の改善・見直しに取り組んでいます。

これら6つの観点に基づく取組みの具体例については、「大阪市人権行政推進計画」または本計画のホームページ（URLは本リーフレットの表面に記載しています。）をご覧ください。

②「人権が尊重されるまち」指標 ～人権行政の道しるべ～

「人権が尊重されるまち」指標とは、『人権が尊重されるまち』とはどのようなまちか、「何ができるか」、「人権が尊重されるまち」に近づいていると実感できるか」を指標として明示し、市民に実感してもらうための道しるべとなるものです。

I 人権尊重のまちの実現に向けて

「人権に関心がある」と答えた市民の割合

「大阪市は市民一人ひとりの人権が尊重されているまちである」と思う市民の割合



Ⅱ さまざまな人権課題への取組み

- (1) **女性** 一女性が仕事に家庭・地域生活にいきいきと暮らせるまちー の指標
- (2) **こども** 一こどもたちの笑顔と個性が輝く子育てしたいまちー の指標
- (3) **高齢者** 一生きがいをもち安心して暮らせるまちー の指標
- (4) **障がいのある人** 一障がいのある人と障がいのない人がともに暮らし活動するまちー の指標
- (5) **同和問題(部落差別)** 一差別のないまちー の指標
- (6) **外国人** 一多文化共生のまちー の指標
- (7) **個人情報保護** 一自らの情報が適切に取り扱われているまちー の指標
- (8) **犯罪被害者等への支援** 一地域の人々の理解や協力が得られるまちー の指標
- (9) **ホームレス** 一地域社会の中で再び自立した生活が営めるまちー の指標
- (10) **LGBTなどの性的少数者** 一自分らしく生きることができるまちー の指標

Ⅲ 人権行政の推進

- (1) 人権啓発・相談の取組み
(2) 人権行政の担い手づくり
(3) 人権の視点からの行政運営の推進 —「人権の視点！100！」実行プログラムの取組み—